

岩手県営スポーツ施設指定管理者選定に係る基本方針（案）

平成 29 年 7 月 スポーツ振興課

1 趣旨

岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課が所管する岩手県営スポーツ施設（以下、「県営スポーツ施設」という。）は、スポーツの普及振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与すること等を目的として設置しており、指定管理者制度を導入し、管理運営を行うことにより、

- (1) 県営スポーツ施設の利用の向上が図られること
- (2) 利用者のニーズに対応したサービスの向上が図られること
- (3) 経費の節減等を図ること

を目指しています。

2 今回指定管理者選定を行う施設（所在地）

- (1) 岩手県営運動公園（盛岡市）
- (2) 岩手県営体育館（盛岡市）
- (3) 岩手県営野球場（盛岡市）
- (4) 岩手県営スケート場（盛岡市）
- (5) 岩手県営武道館（盛岡市）
- (6) 岩手県立御所湖広域公園艇庫（盛岡市）
- (7) 岩手県営スキージャンプ場（八幡平市）
- (8) 岩手県営屋内温水プール（雫石町）

3 指定の時期及び指定の期間

平成 30 年 4 月から 5 年間（平成 35 年 3 月まで）

ただし、指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、この期間内であっても、指定を取り消し、又は業務の停止を命じることがあります。

4 指定管理者が行う管理の基準

次のとおりとし、詳細については、施設ごとに募集要項として定めることとします。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 公の施設であることを常に念頭において、施設の利用に関し公平性を確保すること。
- (3) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- (4) 管理計画書、収支計画書に基づき適正かつ効率的運営を行うこと。
- (5) 施設設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。
- (6) 効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- (7) ごみの削減、省エネルギー、CO2 削減等、環境に配慮した運営を行うこと。
- (8) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (9) 近隣住民や関係機関との良好な関係を維持すること。
- (10) 地域経済・地域雇用・地域振興に配慮すること。

5 指定管理者が行う業務の範囲

次のとおりとし、詳細及び特定施設における特記事項については、施設ごとに募集要項で定めることとします。

- (1) 施設等の運営に関する業務

ア 施設及び設備の使用許可等に関する業務

- イ 利用料金の設定及び収受に関する業務
- ウ 施設の利用に係る相談等に関する業務
- エ 防災・事件・事故に関する業務
- オ 施設の利用促進に関する業務
- (2) 施設等の管理に関する業務
 - ア 施設等の維持管理及び修繕に関する業務
 - イ 施設等の警備及び清掃並びに植物等の管理に関する業務
- (3) その他の業務
 - ア 施設等の利用促進のための調査、研究及び資料の収集に関する業務
 - イ 管理計画書、事業報告書の作成業務
 - ウ 岩手県等関係機関との連絡調整業務
 - エ 指定管理期間前及び指定管理終了に当たっての引継ぎ業務
 - オ 緊急時対策、防犯・防災マニュアルの作成及び職員指導業務
 - カ 施設の管理運営全般のマニュアル作成業務
 - キ 職員に対しての運営管理に必要な研修業務
 - ク その他の運営管理に必要な業務

6 応募資格

指定管理者として申請できる団体は、次のとおりとします。

- (1) 法人その他の団体であること。(法人格の有無は問いません。)
 - ア 団体は、単独でも複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」という。）でも申請できます。
 - イ 単独で申請する団体は、（同一の施設について）他のグループの構成団体となって申請することはできません。
 - ウ グループで申請する団体の構成団体は、（同一の施設について）単独又は他のグループの構成団体となって申請することはできません。
 - エ グループで申請する団体は、代表団体を定めるものとし、代表団体及び構成団体を変更することは、原則認めません。
- (2) 申請団体（グループ申請の場合の代表団体及び構成団体を含む。以下同じ。）がいずれかに該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する団体
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき更正又は再生手続きをしている団体
 - ウ 岩手県から指名停止措置を受けている団体
 - エ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
- (3) 申請団体の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

7 利用料金

- (1) 利用料金制

施設等の使用料については、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく「利用料金制」を採用しますので、指定管理者の収入として収受できます。
- (2) 利用料金の設定

利用料金については、各施設の設置条例に定める利用料金の金額の範囲内で、指定管理者が定めることとされております。指定管理者は利用料金の設定に当たっては、利用率の向上、サービスの向上に配慮してください。

ただし、実際の利用料金については、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めることとなります。

(3) 利用料金の減免

利用料金については、一定の基準で減免をしているものがあります。これまで利用料金を減免していた基準は、指定管理者においても同様の取り扱いをしていただきます。

8 指定管理料

管理運営に関する経費は、県からの指定管理料と施設の利用料金収入とで賄うこととなります。

県民へのサービス提供の質が低下することがないように、指定管理者に対して一定の指定管理料を支払うこととします。

なお、指定管理料は、指定管理者の収支計画に基づき算定した一定額を予算の範囲内で支払うものとし、指定管理者の経営努力が収益に反映されるよう、経費の節減（利用者のサービス低下につながらないように留意すること。）や利用率の向上などによる収支計画を上回る収支差額が生じた場合でも、利用料金の減免分、修繕費など精算を行うものを除き指定管理料の額を減額しないものとし、ます。

9 募集方法

岩手県営スキージャンプ場を除く7施設は、公募により行うこととし、公募にあたっては選定基準、審査内容、現在の委託条件等を情報公開したうえで行います。

周知方法については、県ホームページ等により広く周知を図ります。また、申請予定者に対し、現地説明会を開催します。

なお、岩手県営スキージャンプ場は、設置の際、役割分担を記した「覚書」を締結し、八幡平市に管理委託することとされていることから、指定管理者についても公募することなく、八幡平市を指定管理者として選定（随意契約）するものです。

10 選定基準

「公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」第3条の規定されている選定基準に基づき、岩手県営スポーツ施設指定管理者選定委員会において策定するものとし、ます。

11 選定方法

岩手県営スポーツ施設指定管理者選定委員会において書類審査及び面接審査を行い、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。

12 その他

施設の管理に係る業務の細部に関する事項については、指定管理者候補者と県とで仮協定書を締結し、議会の議決後、指定管理者と県とで協定書を締結し定めます。